

第8号議案

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区  
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「二四九、九〇〇円」を「二五〇、七〇〇円」に、「一一一〇、四〇〇円」を「一一三一、一〇〇円」に、  
「二八八、七〇〇円」を「二八九、七〇〇円」に、「一四四、三〇〇円」を「一四五、八〇〇円」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### （説 明）

報酬の額を改定するため、本案を提出いたします。

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年条例第十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (目的)</p> <p>第一条 文京区行政委員会の委員（選挙管理委員会の補充員を含む。）及び非常勤の監査委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（報酬）</p> <p>第二条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第三条 報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次の方法によって支給する。</p> <p>一 日額をもつて定められた報酬は、その者が会議への出席その他の職務に従事した当月分を支給する。ただし、その者の属する委員会の職務の間に異動があつたときは、その額の多い方による。</p> <p>二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員の職に就いたその日から、任期満了、辞職、失職、解職等により、その職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで支給する。</p> <p>2 月額報酬を受ける委員が月の中途においてその職に就いた場合又はその職を離れた場合のその月分の報酬は、当該月の在職日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>○文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (目的)</p> <p>第一条 文京区行政委員会の委員（選挙管理委員会の補充員を含む。）及び非常勤の監査委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p> <p>（報酬）</p> <p>第二条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第三条 報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次の方法によって支給する。</p> <p>一 日額をもつて定められた報酬は、その者が会議への出席その他の職務に従事した当月分を支給する。ただし、その者の属する委員会の職務の間に異動があつたときは、その額の多い方による。</p> <p>二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員の職に就いたその日から、任期満了、辞職、失職、解職等により、その職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで支給する。</p> <p>2 月額報酬を受ける委員が月の中途においてその職に就いた場合又はその職を離れた場合のその月分の報酬は、当該月の在職日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

3 月額報酬を受ける委員がその職に就いた日又はその職を離れた日に他の職を有する場合の当該日の報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額によりこれを支給する。

(報酬の支給期日)

第四条 報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職し、失職し、又は死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。

一 日額をもつて定められた報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における会議への出席その他委員の職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月十日までに支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。

(費用弁償)

第五条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により委員が会議への出席その他の勤務を行うため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として三、〇〇〇円を支給する。

3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料とし、その額は別表に定めるところによる。

4 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法に準ずる。

3 月額報酬を受ける委員がその職に就いた日又はその職を離れた日に他の職を有する場合の当該日の報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額によりこれを支給する。

(報酬の支給期日)

第四条 報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職し、失職し、又は死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。

一 日額をもつて定められた報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における会議への出席その他委員の職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月十日までに支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。

(費用弁償)

第五条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により委員が会議への出席その他の勤務を行うため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として三、〇〇〇円を支給する。

3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料とし、その額は別表に定めるところによる。

4 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法に準ずる。

## 別表（第二条関係）

## 改正後（案）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会教育長職務代理者	月額 二五〇、七〇〇円	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額
教育委員会委員	月額 二三一、二〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長	月額 二八九、七〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長職務代理者	月額 二五〇、七〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員	月額 二三一、二〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会補充員	日額 四、九〇〇円	右に同じ
識見監査委員	月額 二八九、七〇〇円	右に同じ
議員選出監査委員	月額 一四四、八〇〇円	右に同じ

## 現行

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会教育長職務代理者	月額 二四九、九〇〇円	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額
教育委員会委員	月額 二三〇、四〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長	月額 二八八、七〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員長職務代理者	月額 二四九、九〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会委員	月額 二三〇、四〇〇円	右に同じ
選挙管理委員会補充員	日額 四、九〇〇円	右に同じ
識見監査委員	月額 二八八、七〇〇円	右に同じ
議員選出監査委員	月額 一四四、三〇〇円	右に同じ